

長野県社会福祉団体職員 退職手当積立基金規程・施行細則

(令和6年4月1日適用)



地域共生応援大使

ふっころ

様式等は長野県社会福祉協議会公式サイト「ふれあいネット信州」上にも掲載しています。

<https://www.nsyakyo.or.jp/fukushi/fund/>



社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

目 次

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程

第1章 総則	1
第2章 退職手当積立基金の管理及び運用	2
第3章 契約	2
第4章 掛金	2
第5章 給付金	3
第6章 退職手当金	4
第7章 雑則	7
附 則	7

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金における定年延長に伴う 加入職員の基準給、掛金及び給付等に関する取扱要領

.....	11
-------	----

退職手当給付率一覧表

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）	13
令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）	14
令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）	15
令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）	16
令和10年度以降（令和10年4月1日～）	17

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程施行細則

.....	19
-------	----

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金事務の手引き

.....	23
-------	----

様 式

様式第1号 退職手当積立契約申込書	27
様式第2号 退職手当積立契約書	28
様式第3号 新規加入団体の加入職員通知書	29
様式第4号 退職手当積立契約解除申出書	30
（添付）契約解除理由書	31

様式第5号	同意書	32
様式第6号	退職手当積立契約解除決定通知書	33
様式第7号	加入者変更通知書	34
様式第8号	給付請求書	35
様式第9号	退職・制度退会証明書	36
様式第10号	人事院勧告に伴う給与改定の基準給報告書	37
様式第11号	給与改定に伴う差額の給付請求書	38
様式第12号	加入職員の団体間転籍届	39
様式第13号	加入団体の名称等変更届	40
様式第14号	掛金等計算書	41
様式第15号	領収書	42
様式第16号	消滅した加入団体の権利・義務の承継について	43
様式第17号	消滅した加入団体の権利・義務の承継について（団体新設時）	44

記載例及び留意点

様式第7号	加入者変更通知書	
	（例1）ピーク時特例方式を選択するとき、他	45
	（例2）制度退会方式を選択するとき	46
	（例3）新たに職員を加入させるとき	47
様式第9号	退職・制度退会証明書	48
様式第10号	人事院勧告に伴う給与改定の基準給報告書	49

様式第8号（給付請求書）の記載例は、長野県社会福祉協議会公式サイト「ふれあいネット信州」に掲載しています。

<https://www.nsyakyo.or.jp/fukushi/fund/>



長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、県社協及び長野県内の市町村社会福祉協議会等（以下「団体」という。）の職員の退職後の生活の安定と福祉の増進に資するため、この規程に定める職員退職手当積立基金制度を創設し、もって各団体の発展と相互の連携の強化を図るものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 退職手当金積立契約 団体が、この規程の定める基準により県社協に掛金を納付することを約し、県社協がその団体にこの規程に定めるところにより給付金を交付することを約す契約をいう。
- (2) 掛金 各団体が、その加入職員に退職手当金を支給するために必要な資金をこの規程に定める基準により県社協に積立てる金銭をいう。
- (3) 給付金 県社協が、この規程に定めるところにより退職手当金に充当するために加入団体に交付する金銭をいう。
- (4) 退職手当金 加入団体が、この規程に定める基準によりその加入職員であった者又はその遺族に支給する金銭をいう。
- (5) 職員 団体の業務に常時従事するとその団体が判定する者であって地方公共団体の職員以外の者をいう。
- (6) 加入団体 県社協と退職手当金積立契約を締結した団体をいう。
- (7) 加入職員 加入団体の職員をいう。

(運営の権限)

第3条 この規程による制度（以下「本制度」という。）の運営は、県社協が行い、運営に必要な事項は、この規程に定めるもののほか、県社協が別に定める。

(運営委員会)

第4条 県社協は、本制度運営の適正を期するため、退職手当積立基金制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、次に定める事項につき、その承認を得るものとする。

- (1) 本制度の財政及び財政計画に関する事項
- (2) この規程の疑義の判定又はその変更に関する事項
- (3) 退職手当金積立基金契約に関する事項

2 運営委員会は、前項各号に定める事項以外の事項についてもこれを審議し、その意見を県社協に具申することができる。

3 運営委員会に関して必要な事項は、この規程に定めるもののほか、別に定める。

(退職手当積立基金)

第5条 県社協は、この規程による退職手当積立金の独立性を保ち、給付金支払いの確実を期するため、長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金（以下「退職手当積立基金」という。）を設定する。

2 この規程により加入団体から納付された掛金は、前項の退職手当積立基金に繰入れ、給付金は退職手当積立基金から支給する。

3 本制度の運営に要する費用として、加入団体は事務費を負担する。その負担割合、納付方法について

は別に定める。

- 4 退職手当積立基金から生ずる果実は、退職手当積立基金に繰入れる。
- 5 事務費に繰越金が生じた場合は、これを繰入金として、退職手当積立基金に繰入れることができる。

第2章 退職手当積立基金の管理及び運用

(退職手当積立基金の管理及び運用)

第6条 県社協は、信託業務を行う金融機関と信託契約を締結し退職手当積立基金を信託し、又は金融機関へ預託する。

- 2 退職手当積立基金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。
- 3 県社協は、退職手当積立基金の運用に関して、基本方針を作成し、当該基本針に沿って運用しなければならない。
- 4 県社協は、退職手当積立基金を特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。
- 5 第1項の規定により締結された信託契約に基づく権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 6 県社協が退職手当積立基金に関して加入団体に負担する債務は、退職手当積立基金の限度内において履行の責任を負う。

第3章 契約

(契約の締結)

第7条 本制度に加入しようとする団体は、あらかじめ県社協に申入れ、県社協と退職手当金積立契約を締結しなければならない。

- 2 退職手当金積立契約は、県社協会長と各団体の代表者との間において退職手当金積立契約書を取り交わすことにより締結する。
- 3 退職手当金積立契約を締結した加入団体は、遅滞なくその旨をその加入職員に通知しなければならない。

(契約の解除)

第8条 県社協又は加入団体は、次の各号の一に該当したときは、退職手当金積立契約を解除することができる。

- (1) 加入団体が、掛金を納付期限後12箇月以内に納付しなかったとき。
 - (2) 加入団体が、この規程の定めに違反したとき。
 - (3) 当該団体の加入職員全員が、当該加入団体の加入職員でなくなったことにより、当該加入団体が退職手当金積立契約の解除を申出て、県社協がこれを認めたとき。
 - (4) 当該加入団体の加入職員全員が同意し、当該加入団体が退職手当金積立契約の解除を申出て、県社協がこれを認めたとき。
- 2 退職手当金積立契約の解除は、将来に向かってのみ効力を生じる。
 - 3 加入団体は、退職手当金積立契約を解除したときは、遅滞なくその旨を加入職員に通知しなければならない。

第4章 掛金

(掛金の納付基準)

第9条 掛金の納付については、本章に定めるところによる。

(納付)

第10条 加入団体は、退職手当金の支給の財源に充てるため、県社協に掛金を納付するものとする。

(掛金算定の基礎となる基準給)

第11条 次条に定める本制度の掛金算定の基礎となる基準給は、各加入団体の給与規程による毎月1日現在の給料月額とする。

2 新たに加職員となった者(その月の1日現在無給休職中である者が復職した場合及び転職した者を含む。)に係る掛金算定の基礎となる基準給は、その者が加入職員となった日の属する月におけるその者に係る加入団体の給与規程による給料月額とし、以後前項の規定を適用する。

(基準給の限度額)

第12条 掛金算定の基礎となる基準給となる本俸が53万円を超える者の基準給は、前条及び第21条の規定にかかわらず、その額が53万円であるものとみなす。

2 前項の掛金の額を算定した場合において、円未満の端数があるときは切り捨てる。

(掛金)

第13条 加入団体は、各加入職員の各月の基準給に1,000分の95を乗じて得た額の合計を掛金として納付するものとする。

2 前項の掛金の額を算定した場合において、円未満の端数があるときは切り捨てる。

(納付時期)

第14条 第13条に規定する掛金は、毎月その月分を末日に県社協に納付するものとする。

2 県社協は、加入団体が第13条に規定する掛金を納付しないときは、納付するまで当該加入団体に対し、退職手当金に係る給付金の交付を停止する。

(延滞金)

第15条 加入団体は、前条に定める納付期日までに掛金の納付を行わなかった場合には、当該掛金に対し延滞した期間につき、日歩3銭の延滞金を県社協に支払うものとする。ただし、延滞した期間の計算は、当該掛金の納付期日の翌日から納付日(加入団体から掛金が金融機関に振込まれた日)までの日数とする。

2 延滞金は、その金額を計算することとなった日以後の最初に到来する掛金の納付時期に納付するものとする。

第5章 給付金

(給付金の交付基準)

第16条 給付金の交付については、本章に定めるところによる。

(給付金の種類)

第17条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 通常給付金
- (2) 解約返還金

(給付金の交付事由)

第18条 県社協は、次の事由が生じたときは加入団体に対し、給付金を交付する。

- (1) 通常給付金については、加入職員であった者、又はその者の遺族に対し、この規程に定める退職手当金の支給の事由が生じたことにより、加入団体が県社協に対し当該退職手当金の支給に要する給付

金交付の請求を行ったとき。

(2) 解約返還金については、退職手当金積立契約を解除したとき。

(給付金の額)

第19条 給付金の額は、次による。

(1) 通常給付金の額は、第6章に定めるところにより算定された退職手当金の額と同額とする。

(2) 解約返還金の額は、次により計算される額とする。

解約の日までの加入期間における加入職員（加入期間1年未満の者は除く。）の掛金の累計額から、当該加入団体職員の退職により給付した一時金の支給額を差し引いた残額に100分の80を乗じて得た金額とする。ただし、第8条第1項第3号に定める事由により退職手当金積立契約を解除した場合はこの限りでない。

(3) 解約返還金を支給する場合において、解約の日までに県社協に対し納付すべきであった未払の掛金及び特別負担金があるときは、当該未払の掛金及び特別負担金並びに延滞金を解約返還金の額から差引き調整する。

第6章 退職手当金

(退職手当金の基準)

第20条 本制度により加入団体が支給する退職手当金は、この章に定めるところによる。

(退職手当金算定の基礎となる基準給)

第21条 本制度の退職手当金算定の基礎となる基準給は、加入職員の退職又は死亡の日において適用されていたその者の給料月額とする。ただし、その額は退職又は死亡の日の属する月の1年前の給料月額の4%を限度とする昇給率のものとする。この場合において1円未満の端数があるときは切り捨てる。

(勤続期間の計算)

第22条 勤続期間の計算は、加入団体の加入職員となった日の属する月から当該加入団体において退職又は死亡の日の属する月までの年月数による。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に係る育児休業その他の事由により無給休職した期間（その事由の発生する日の属する月の翌月からその事由の消滅した日の属する月までの期間のうち、掛金の納付が中断した年月数をいう。）を除算するものとする。

2 加入団体の加入職員が転籍により他の加入団体の加入職員となった場合には、前項の勤続期間は前後の勤続期間を合算した期間と読み替える。

3 前項において、加入職員が転籍に際し、そのときまでに所属した加入団体に対し退職手当金の支給を申出た場合は、この限りでない。

4 第1項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第24条第1項「傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。」、第26条第1項の規定による退職手当金を計算する場合「整理退職又は業務上の傷病若しくは死亡による退職に係る部分に限る。」にあつては1年未満）の場合には、これを1年とする。

(退職手当金の種類)

第23条 退職手当金の種類は、次のとおりとする。

(1) 自己の都合による退職等の場合の退職手当金

(2) 15年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当金

(3) 整理退職等の場合の退職手当金

(4) 遺族に対する退職手当金

(自己の都合による退職等の場合の退職手当金)

第24条 次条又は第26条の規定に該当する場合を除くほか、加入職員が退職したときの退職手当金の額は、その者の勤続期間を次の各号に区分して、第21条に規定する基準給に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当金の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

3 前項、第26条第1項及び第2項に規定する「傷病」とは、厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。

(15年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当金)

第25条 15年以上25年未満の期間勤続して定年若しくはその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者又は15年以上25年未満の期間勤続し死亡により退職した者（業務上死亡した者を除く。）に対する退職手当金の額は、その者の勤続期間を次の各号に区分して、第21条に規定する基準給に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(整理退職等の場合の退職手当金)

第26条 組織若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者（以下「整理退職」という。）、25年以上勤続し定年若しくはその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者及び25年以上勤続し死亡した者（業務上死亡した者を除く。）に対する退職手当金の額は、その者の勤続期間を次の各号に区分して、第21条に規定する基準給に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項に規定する者のうち、整理退職又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当金の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、第21条に定める基準給にその者が受けてきた扶養手当を加算した額に次に掲げる当該各号の割合を乗じて得た額と前項の規定により計算して得

た額のいずれか多い額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上 100分の540

3 前2項の規定は、過去の退職につきすでにこれらの規定の適用を受け、かつ、退職の日の翌日から1年以内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して1年以内に退職した場合においては適用しない。

(遺族に対する退職手当金)

第27条 加入職員が死亡したときは、その者の遺族にその者に給付すべき退職手当金を支給する。

2 前項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、加入職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

3 前項に掲げる者が退職手当金を受ける順位は、前項各号の順位により第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

4 退職手当金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第28条 次に掲げる者は、退職手当金を受けることができる遺族としない。

- (1) 加入職員を故意に死亡させた者
- (2) 加入職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当金の特例)

第29条 加入職員が第22条第2項に該当した場合には、その者が転籍前に所属していた加入団体は、その者に対し退職手当金の支給は行わない。

(退職手当金の支給制限)

第30条 第23条に規定する退職手当金は、懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者には支給しない。

(退職手当金の最高限度額)

第31条 第24条から第26条の規定により計算した退職手当金の額がその者の給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者の退職手当金とする。

(定年又は勸奨による退職の要件)

第32条 定年又は勸奨を受けて退職した者に係る退職手当金に要する給付金の交付請求は、定年又は勸奨について、加入団体の規則に定めがあり、勸奨は、その事実について、記録が作成されたものでなければならない。

(端数の処理)

第33条 退職手当金の額を算定した場合において、円未満の端数があるときは切り捨てる。

第7章 雑則

(事業年度)

第34条 本制度の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(財源率等の再計算)

第35条 県社協は、5年以内に本制度の基礎となる財源率又は給付金算出のための率（以下「給付率」という。）の見直しを行い、必要あるときは財源率、給付率又はその双方の修正を行う。

(退職手当積立基金の分配)

第36条 県社協は、本制度を廃止したときは、退職手当積立基金の廃止日までの加入期間における各加入団体の加入職員の掛金累計額の割合により、これを各加入団体に分配する。

2 各加入団体が、本制度廃止日までに県社協に対し納付すべきであった未払の掛金及び特別負担金があるときは、前項により分配すべき退職手当積立基金から延滞金を含み差引き調整する。

(加入団体の合併)

第37条 2以上の加入団体が合併したことに伴い、1の加入団体が存続することとなった場合には、当該存続する加入団体（以下「存続団体」という。）は、合併により消滅することとなった加入団体（以下「消滅団体」という。）の本制度に係る権利及び義務を承継するものとする。

2 存続団体は、消滅団体の権利及び義務を承継したときは、その旨を所定の様式により速やかに県社協に通知しなければならない。

3 県社協は、前項の通知を受けたときは、消滅団体における従前からの給付金及び掛金に関する事項を承継する存続団体のそれらに集積するものとする。

4 2以上の加入団体が合併した後に新たに1団体が新設されることとなった場合には、合併により新設されることとなった団体は、消滅団体の本制度に係る権利及び義務を承継するものとし、速やかに県社協にその旨を通知し、併せて県社協と退職手当金積立契約を締結しなければ本制度の加入団体となることできない。

(制度の廃止)

第38条 県社協は、諸般の情勢の変化により、本制度廃止のやむなきに至ったときは、制度廃止の宣言を行い、第36条の規定によるもののほか必要な事務手続きを行う。

(細則)

第39条 この規程の実施細目は、県社協が別に細則をもって規定する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

(退職手当金の額の特例)

2 第24条中傷病により退職した者に係る退職手当金に関する部分、第25条又は第26条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下である者に対する退職手当金の額は、第24条から第26条までの規定にかかわらず、当分の間、第24条から第26条までの規定により算出した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

- 3 第24条中傷病により退職した者に係る退職手当金に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当金の額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 4 第26条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当金の額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で第24条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当金の額は、同項の規定にかかわらず、その者が第26条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 当分の間、退職手当金の額は、第24条から第26条まで及び附則第2項の規定にかかわらず、第24条から第26条まで及び附則第2項の規定により算出した額にそれぞれ100分の92.47を乗じて得た額とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間における前項の規定の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、前項中「100分の92.47」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	右欄
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	100分の98.494
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	100分の96.988
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	100分の95.482
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	100分の93.976

(定年延長に伴う加入職員の基準給、掛金及び給付等に関する取扱い)

- 8 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）の規定に基づく65歳までの雇用確保の義務化及び公務員の定年制度見直しを受け、加入団体において定年延長が行われた場合、加入職員の基準給、掛金及び給付等に関する取扱いについては、令和6年4月1日から10年間に限り、別に定める要領によるものとする。

附則

(施行期日等)

この規程は、昭和51年1月13日から施行する。ただし、第12条中1,000分の75とあるのは、昭和51年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第13条第1項の改正は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

第15条第1項第1号、第2号、第28条第1項、及び第29条第1項の改正は、平成2年11月27日から施行し、平成2年10月1日から適用する。

附則

(施行期日)

第14条（特別掛金）、第22条（受理事項の通知）、第28条第2項及び第34条（受給者届の提出）の削

除、第5条第2項、第6条、第12条第1項、第2項、第13条見出し及び第1項、第15条第1項、第3項、第16条第1項、第3項を第2項に、第17条第2項、第21条第1項第3号、25条第1項、第2項、第4項、第27条第1項、第28条第1項、第1項第4号、第29条第1項、第1項第4号、第33条、第37条第2項及び第38条第3項の改正、第5条第3項、第27条第2項第3号、第29条第3項、第30条の2、第32条の2、第32条の3、附則第2項、第3項及び第4項の規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第5条第5項の規定は、平成13年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

第2章章題、第6条見出し及び第6条第1項の改正、第7条の削除、第6条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第2項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第6条の見出し及び第6条第1項の改正、第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第2項の削除、第6条の2、第6条の3、第6条の4及び第6条の5の規定は、平成21年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

第7条、第14条、第22条、第1節、第28条第1項第4号、第2節、第34条の削除、第22条、第1条、第6条の見出し及び第6条、第6条の2、第6条の3、第6条の4、第6条の5、第15条第1項第3号、第27条第1項第4号、第5号、第6号、第3項、第2項第1号、第2号、第3号、第28条の見出し、第28条第1項、第1項第1号、第2号、第3号、第29条第1項、第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第30条の2、第32条の2、第32条の3、第36条、第37条、附則第2項、第3項及び第4項の改正、第6条第6項、第15条第1項第3号、第27条第1項第4号、第5号、第6号、第3項及び附則5の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第13条第1項第1号、第3号、第23条第1項第2号、第25条の見出し、第25条第1項、第26条第2項及び第32条の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第5条第1項、第6条第4項、第11条第2項、第12条、第13条第1項、第2項、第14条第2項、第15条第1項、第18条第1項第1号、第19条第1項第2号、第21条、第35条、第36条第1項、第38条及び附則の規定の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

附則及び平成7年改正附則の規定の改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

附則第8号の規定は、令和6年6月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金における定年延長に伴う
加入職員の基準給、掛金及び給付等に関する取扱要領

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金における定年延長に伴う 加入職員の基準給、掛金及び給付等に関する取扱要領

1 目的

本要領は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）の規定に基づく 65 歳までの雇用確保の義務化及び公務員の定年制度見直しを受け、加入団体において定年延長が行われた場合、長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程（以下「規程」という。）附則第 8 項の規定により、別に定めることとされている基準給、掛金及び給付等に関する取り扱いを定める。

2 定義

この要領において「旧定年日」とは加入団体において定年延長が行われる前の定年になった日を、「新定年日」とは加入団体において定年延長が行われた後の定年になった日をいう。

3 対象職員

この要領の対象となる職員（以下「対象職員」という。）は、令和 6 年 4 月 1 日以後に旧定年日に達した者のうち旧定年日以降も雇用が継続されるものとする。

4 加入団体における選択

定年延長を行う加入団体は、対象職員の旧定年日以後の基準給、掛金及び給付等について、当該加入団体の就業規則、給与規程、退職手当規程等根拠規定に基づき、次の各号のいずれかを選択することができる。

ただし、当該加入団体は対象職員の基準給が旧定年日以後減額とならない場合、第 2 号は選択できない。

- (1) 対象職員が旧定年日をもって本制度を退会し、給付金が交付される方式（以下「制度退会方式」という。）
- (2) 公務員のいわゆる「ピーク時特例」に準じ、対象職員で旧定年日の前後で給付金を分割計算し、その合計額を定年延長後の退職時に支給する方式（以下「ピーク時特例方式」という。）

5 適用期間

本要領の適用は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までとする。

6 旧定年日以後の基準給、掛金、給付等

(1) 制度退会方式

ア 基準給 旧定年日の属する月の翌月以降は適用しない。

イ 掛 金 旧定年日の属する月の翌月以降は発生しない。

ウ 事務費 旧定年日の属する月の翌月以降は発生しない。

エ 給付金額

加入日の属する月から旧定年日の属する月までの勤続期間及び退職理由に応じた規程第 6 章に基づく割合に附則に定める割合を乗じて得た割合に旧定年日の基準給を乗じて得た額

オ 加入団体への給付時期

旧定年日の翌日以後、加入団体からの請求に基づき給付する。

(2) ピーク時特例方式

- ア 基準給 旧定年日の属する月の翌月 1 日の給料月額により決定し、旧定年日の属する月の翌月から適用する。
- イ 掛 金 アで適用した基準給に基づき規程第 4 章の定めるところにより適用する。
- ウ 事務費 アで適用した基準給に 1000 分の 4 を乗じて得た額を毎月県社協に納付するものとする。
- エ 給付金額
 - (ア)と(イ)との合計額とする。
 - (ア) 加入日が属する月から旧定年日の属する月までの勤続期間及び旧定年日以後の退職日における退職理由に応じた規程第 6 章に基づく割合に附則が定める割合を乗じて得た割合に旧定年日の基準給を乗じて得た額
 - (イ) 加入日の属する月から退職日の属する月までの勤続期間及び旧定年日以後の退職日における退職理由に応じた規程第 6 章に基づく割合に附則が定める割合を乗じて得た割合から(ア)で適用した割合を控除した割合に退職日の基準給を乗じて得た額
- オ 加入団体への給付時期
退職日以後、加入団体からの請求に基づき給付する。
- カ 旧定年日以降に自己都合退職した場合の対応
ピーク時特例方式において、加入職員が旧定年日の翌日以後に自己都合退職した場合であっても、勤続期間が 15 年以上であれば定年退職したものとみなし、エに定める方法で給付金額を計算する。

7 その他

この要領の実施細目は、別途規程施行細則に規定する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 7 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

退職手当給付率一覧表

退職手当給付率一覧表

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

勤続年	第24条						第25条			第26条											
	自己の都合による退職等 第25条、第26条に該当しない場合						15年以上25年未満勤続後の 定年退職等			整理退職等											
	自己の都合		傷病・業務外		死亡・業務外 (15年未満)		定年 (15年以上25年未満)	勸奨 (15年以上25年未満)	死亡・業務外 (15年以上25年未満)	整理		傷病・業務上		死亡・業務上		定年 (25年以上)		勸奨 (25年以上)		死亡・業務外 (25年以上)	
				(6ヶ月以上1年未満)						(1年未満)											
				0.984940	22条4項 24条1項					2.659338	22条4項 26条1項	26条2項									
1	0.590964	24条1項	24条2項	0.984940	24条1項					3.545784	26条1項	"									
2	1.181928	"	"	1.969880	"					4.432230	"	"									
3	1.772892	"	"	2.954820	"					5.318676	"	"									
4	2.363856	"	"	3.939760	"					5.909640	"	"									
5	2.954820	"	"	4.924700	"					7.387050	"	"									
6	3.545784	"	"	5.909640	"					8.864460	"	"									
7	4.136748	"	"	6.894580	"					10.341870	"	"									
8	4.727712	"	"	7.879520	"					11.819280	"	"									
9	5.318676	"	"	8.864460	"					13.296690	"	"									
10	5.909640	"	"	9.849400	"					14.774100	"	"									
11	8.746267	"	"	10.932834	"					16.399251	"	"									
12	9.613014	"	"	12.016268	"					18.024402	"	"									
13	10.479762	"	"	13.099702	"					19.649553	"	"									
14	11.346509	"	"	14.183136	"					21.274704	"	"									
15	12.213256	"	"	15.266570	"		19.083213	25条		22.899855	"	"									
16	15.158227	"	"	16.842474	"		21.053093	"		24.525006	"	"									
17	16.576540	"	"	18.418378	"		23.022973	"		26.150157	"	"									
18	17.994854	"	"	19.994282	"		24.992853	"		27.775308	"	"									
19	19.413167	"	"	21.570186	"		26.962733	"		29.400459	"	"									
20	23.146090	"	"	24.071934	"	附則2項	30.089917	"	附則2項	32.266634	"	附則2項									
21	25.115970	"	"	26.120609	"	"	32.138592	"	"	33.956791	"	"									
22	27.085850	"	"	28.169284	"	"	34.187267	"	"	35.646948	"	"									
23	29.055730	"	"	30.217959	"	"	36.235943	"	"	37.337106	"	"									
24	31.025610	"	"	32.266634	"	"	38.284618	"	"	39.027263	"	"									
25	32.995490	"	"	34.315310	"	"				40.717420	"	"	40.717420	26条1項						附則2項	
26	34.571394	"	"	35.954250	"	"				42.561227	"	"	42.561227	"						"	"
27	36.147298	"	"	37.593190	"	"				44.405035	"	"	44.405035	"						"	"
28	37.723202	"	"	39.232130	"	"				46.248843	"	"	46.248843	"						"	"
29	39.299106	"	"	40.871070	"	"				48.092650	"	"	48.092650	"						"	"
30	40.875010	"	"	42.510010	"	"				49.936458	"	"	49.936458	"						"	"
31	42.056938	"	"	43.739216	"	"				51.780266	"	"	51.780266	"						"	"
32	43.238866	"	"	44.968421	"	"				53.624073	"	"	53.624073	"						"	"
33	44.420794	"	"	46.197626	"	"				55.467881	"	"	55.467881	"						"	"
34	45.602722	"	"	47.426831	"	"				57.311689	"	"	57.311689	"						"	"
35	46.784650	"	"	48.656036	"	"				58.387243	"	"	58.387243	"						"	"
36	47.966578	"	"	48.656036	"	附則2項 附則3項				58.387243	"	附則2項 附則4項	58.387243	"						附則2項 附則4項	
37	49.148506	"	"	49.148506	"	"				58.387243	"	"	58.387243	"						"	"
38	50.330434	"	"	50.330434	"	"				58.387243	"	"	58.387243	"						"	"
39	51.512362	"	"	51.512362	"	"				58.387243	"	"	58.387243	"						"	"
40	52.694290	"	"	52.694290	"	"				58.387243	"	"	58.387243	"						"	"
41	53.876218	"	"	53.876218	"	"				58.387243	"	"	58.387243	"						"	"
42	55.058146	"	"	55.058146	"	"				58.387243	"	"	58.387243	"						"	"
43	56.240074	"	"	56.240074	"	"				58.387243	"	"	58.387243	"						"	"
44	57.422002	"	"	57.422002	"	"				58.387243	"	"	58.387243	"						"	"
45	58.387243	26条1項	附則2項 附則5項	58.387243	26条1項	附則2項 附則5項				58.387243	"	"	58.387243	"						"	"

上記の他、全ての給付率に附則第6項又は附則第7項が適用されている。

退職手当給付率一覧表

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

勤続年	第24条						第25条			第26条											
	自己の都合による退職等 第25条、第26条に該当しない場合						15年以上25年未満勤続後の 定年退職等			整理退職等											
	自己の都合		傷病・業務外		死亡・業務外 (15年未満)		定年 (15年以上25年未満)	勸奨 (15年以上25年未満)	死亡・業務外 (15年以上25年未満)	整理		傷病・業務上		死亡・業務上		定年 (25年以上)		勸奨 (25年以上)		死亡・業務外 (25年以上)	
				(6ヶ月以上1年未満)							(1年未満)										
				0.969880	22条4項 24条1項						2.618676	22条4項 26条1項	26条2項								
1	0.581928	24条1項	24条2項	0.969880	24条1項						3.491568	26条1項	"								
2	1.163856	"	"	1.939760	"						4.364460	"	"								
3	1.745784	"	"	2.909640	"						5.237352	"	"								
4	2.327712	"	"	3.879520	"						5.819280	"	"								
5	2.909640	"	"	4.849400	"						7.274100	"	"								
6	3.491568	"	"	5.819280	"						8.728920	"	"								
7	4.073496	"	"	6.789160	"						10.183740	"	"								
8	4.655424	"	"	7.759040	"						11.638560	"	"								
9	5.237352	"	"	8.728920	"						13.093380	"	"								
10	5.819280	"	"	9.698800	"						14.548200	"	"								
11	6.401208	"	"	10.668320	"						16.148502	"	"								
12	6.983136	"	"	11.637840	"						17.748804	"	"								
13	7.565064	"	"	12.607360	"						19.349106	"	"								
14	8.146992	"	"	13.576880	"						20.949408	"	"								
15	8.728920	"	"	14.546400	"		18.791425	25条			22.549710	"	"								
16	9.310848	"	"	15.515920	"		20.731185	"			24.150012	"	"								
17	9.892776	"	"	16.485440	"		22.670945	"			25.750314	"	"								
18	10.474704	"	"	17.454960	"		24.610705	"			27.350616	"	"								
19	11.056632	"	"	18.424480	"		26.550465	"			28.950918	"	"								
20	11.638560	"	"	19.394000	"	附則2項	29.629834	"	附則2項		31.773269	"	附則2項								
21	12.220488	"	"	20.363520	"	"	31.647184	"	"		33.437583	"	"								
22	12.802416	"	"	21.333040	"	"	33.664535	"	"		35.101897	"	"								
23	13.384344	"	"	22.302560	"	"	35.681885	"	"		36.766211	"	"								
24	13.966272	"	"	23.272080	"	"	37.699236	"	"		38.430525	"	"								
25	14.548200	"	"	24.241600	"	"					40.094839	"	"	40.094839	26条1項				附則2項		
26	15.130128	"	"	25.211120	"	"					41.910455	"	"	41.910455	"	"			"	"	
27	15.712056	"	"	26.180640	"	"					43.726070	"	"	43.726070	"	"			"	"	
28	16.293984	"	"	27.150160	"	"					45.541685	"	"	45.541685	"	"			"	"	
29	16.875912	"	"	28.119680	"	"					47.357301	"	"	47.357301	"	"			"	"	
30	17.457840	"	"	29.089200	"	"					49.172916	"	"	49.172916	"	"			"	"	
31	18.039768	"	"	30.058720	"	"					50.988531	"	"	50.988531	"	"			"	"	
32	18.621696	"	"	31.028240	"	"					52.804147	"	"	52.804147	"	"			"	"	
33	19.203624	"	"	31.997760	"	"					54.619762	"	"	54.619762	"	"			"	"	
34	19.785552	"	"	32.967280	"	"					56.435377	"	"	56.435377	"	"			"	"	
35	20.367480	"	"	33.936800	"	"					57.494486	"	"	57.494486	"	"			"	"	
36	20.949408	"	"	34.906320	"	附則2項 附則3項					57.494486	"	附則2項 附則4項	57.494486	"	"			附則2項 附則4項	"	附則2項 附則4項
37	21.531336	"	"	35.875840	"	"					57.494486	"	"	57.494486	"	"			"	"	
38	22.113264	"	"	36.845360	"	"					57.494486	"	"	57.494486	"	"			"	"	
39	22.695192	"	"	37.814880	"	"					57.494486	"	"	57.494486	"	"			"	"	
40	23.277120	"	"	38.784400	"	"					57.494486	"	"	57.494486	"	"			"	"	
41	23.859048	"	"	39.753920	"	"					57.494486	"	"	57.494486	"	"			"	"	
42	24.440976	"	"	40.723440	"	"					57.494486	"	"	57.494486	"	"			"	"	
43	25.022904	"	"	41.692960	"	"					57.494486	"	"	57.494486	"	"			"	"	
44	25.604832	"	"	42.662480	"	"					57.494486	"	"	57.494486	"	"			"	"	
45	26.186760	26条1項	附則2項 附則5項	57.494486	26条1項	附則2項 附則5項					57.494486	"	"	57.494486	"	"			"	"	

上記の他、全ての給付率に附則第6項又は附則第7項が適用されている。

退職手当給付率一覧表

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

勤続年	第24条						第25条			第26条					
	自己の都合による退職等 第25条、第26条に該当しない場合						15年以上25年未満勤続後の 定年退職等			整理退職等					
	自己の都合		傷病・業務外		死亡・業務外 (15年未満)		定年 (15年以上25年未満)	勸奨 (15年以上25年未満)	死亡・業務外 (15年以上25年未満)	整理	傷病・業務上	死亡・業務上	定年 (25年以上)	勸奨 (25年以上)	死亡・業務外 (25年以上)
				(6ヶ月以上1年未満)					(1年未満)						
				0.954820	22条4項 24条1項				2.578014	22条4項 26条1項	26条2項				
1	0.572892	24条1項	24条2項	0.954820	24条1項				3.437352	26条1項	〃				
2	1.145784	〃	〃	1.909640	〃				4.296690	〃	〃				
3	1.718676	〃	〃	2.864460	〃				5.156028	〃	〃				
4	2.291568	〃	〃	3.819280	〃				5.728920	〃	〃				
5	2.864460	〃	〃	4.774100	〃				7.161150	〃	〃				
6	3.437352	〃	〃	5.728920	〃				8.593380	〃	〃				
7	4.010244	〃	〃	6.683740	〃				10.025610	〃	〃				
8	4.583136	〃	〃	7.638560	〃				11.457840	〃	〃				
9	5.156028	〃	〃	8.593380	〃				12.890070	〃	〃				
10	5.728920	〃	〃	9.548200	〃				14.322300	〃	〃				
11	6.301812	〃	〃	10.503020	〃				15.797753	〃	〃				
12	6.874704	〃	〃	11.458804	〃				17.473206	〃	〃				
13	7.447596	〃	〃	12.413906	〃				19.048659	〃	〃				
14	8.020488	〃	〃	13.369008	〃				20.624112	〃	〃				
15	8.593380	〃	〃	14.324110	〃		18.499638	25条	22.199565	〃	〃				
16	9.166272	〃	〃	15.279212	〃		20.409278	〃	23.775018	〃	〃				
17	9.739164	〃	〃	16.234314	〃		22.318918	〃	25.350471	〃	〃				
18	10.312056	〃	〃	17.189416	〃		24.228558	〃	26.925924	〃	〃				
19	10.884948	〃	〃	18.144518	〃		26.138198	〃	28.501377	〃	〃				
20	11.457840	〃	〃	19.099620	〃	附則2項	29.169751	〃	31.279903	〃	附則2項				
21	12.030732	〃	〃	20.054722	〃	〃	31.155777	〃	32.918374	〃	〃				
22	12.603624	〃	〃	21.009824	〃	〃	33.141802	〃	34.556845	〃	〃				
23	13.176516	〃	〃	21.964926	〃	〃	35.127828	〃	36.195317	〃	〃				
24	13.749408	〃	〃	22.920028	〃	〃	37.113853	〃	37.833788	〃	〃				
25	14.322300	〃	〃	23.875130	〃	〃			39.472259	〃	〃	39.472259	26条1項	附則2項	
26	14.895192	〃	〃	24.830232	〃	〃			41.259682	〃	〃	41.259682	〃	〃	
27	15.468084	〃	〃	25.785334	〃	〃			43.047105	〃	〃	43.047105	〃	〃	
28	16.040976	〃	〃	26.740436	〃	〃			44.834528	〃	〃	44.834528	〃	〃	
29	16.613868	〃	〃	27.695538	〃	〃			46.621951	〃	〃	46.621951	〃	〃	
30	17.186760	〃	〃	28.650640	〃	〃			48.409374	〃	〃	48.409374	〃	〃	
31	17.759652	〃	〃	29.605742	〃	〃			50.196797	〃	〃	50.196797	〃	〃	
32	18.332544	〃	〃	30.560844	〃	〃			51.984220	〃	〃	51.984220	〃	〃	
33	18.905436	〃	〃	31.515946	〃	〃			53.771643	〃	〃	53.771643	〃	〃	
34	19.478328	〃	〃	32.471048	〃	〃			55.559066	〃	〃	55.559066	〃	〃	
35	20.051220	〃	〃	33.426150	〃	〃			56.601730	〃	〃	56.601730	〃	〃	
36	20.624112	〃	〃	34.381252	〃	附則2項 附則3項			56.601730	〃	附則2項 附則4項	56.601730	〃	附則2項 附則4項	
37	21.197004	〃	〃	35.336354	〃	〃			56.601730	〃	〃	56.601730	〃	〃	
38	21.769896	〃	〃	36.291456	〃	〃			56.601730	〃	〃	56.601730	〃	〃	
39	22.342788	〃	〃	37.246558	〃	〃			56.601730	〃	〃	56.601730	〃	〃	
40	22.915680	〃	〃	38.201660	〃	〃			56.601730	〃	〃	56.601730	〃	〃	
41	23.488572	〃	〃	39.156762	〃	〃			56.601730	〃	〃	56.601730	〃	〃	
42	24.061464	〃	〃	40.111864	〃	〃			56.601730	〃	〃	56.601730	〃	〃	
43	24.634356	〃	〃	41.066966	〃	〃			56.601730	〃	〃	56.601730	〃	〃	
44	25.207248	〃	〃	42.022068	〃	〃			56.601730	〃	〃	56.601730	〃	〃	
45	25.780140	26条1項	附則2項 附則5項	56.601730	26条1項	附則2項 附則5項			56.601730	〃	〃	56.601730	〃	〃	

上記の他、全ての給付率に附則第6項又は附則第7項が適用されている。

退職手当給付率一覧表

(令和9年4月1日～令和10年3月31日)

勤続年	第24条						第25条			第26条											
	自己の都合による退職等 第25条、第26条に該当しない場合						15年以上25年未満勤続後の 定年退職等			整理退職等											
	自己の都合		傷病・業務外		死亡・業務外 (15年未満)		定年 (15年以上25年未満)	勸奨 (15年以上25年未満)	死亡・業務外 (15年以上25年未満)	整理		傷病・業務上		死亡・業務上		定年 (25年以上)		勸奨 (25年以上)		死亡・業務外 (25年以上)	
				(6ヶ月以上1年未満)		0.939760	22条4項 24条1項				(1年未満)		2.537352	22条4項 26条1項	26条2項						
1	0.563856	24条1項	24条2項	0.939760	24条1項							3.383136	26条1項	"							
2	1.127712	"	"	1.879520	"							4.228920	"	"							
3	1.691568	"	"	2.819280	"							5.074704	"	"							
4	2.255424	"	"	3.759040	"							5.638560	"	"							
5	2.819280	"	"	4.698800	"							7.048200	"	"							
6	3.383136	"	"	5.638560	"							8.457840	"	"							
7	3.946992	"	"	6.578320	"							9.867480	"	"							
8	4.510848	"	"	7.518080	"							11.277120	"	"							
9	5.074704	"	"	8.457840	"							12.686760	"	"							
10	5.638560	"	"	9.397600	"							14.096400	"	"							
11	8.345069	"	"	10.431336	"							15.647004	"	"							
12	9.172058	"	"	11.465072	"							17.197608	"	"							
13	9.999046	"	"	12.498808	"							18.748212	"	"							
14	10.826035	"	"	13.532544	"							20.298816	"	"							
15	11.653024	"	"	14.566280	"			18.207850	25条			21.849420	"	"							
16	14.462906	"	"	16.069896	"			20.087370	"			23.400024	"	"							
17	15.816161	"	"	17.573512	"			21.966890	"			24.950628	"	"							
18	17.169415	"	"	19.077128	"			23.846410	"			26.501232	"	"							
19	18.522670	"	"	20.580744	"			25.725930	"			28.051836	"	"							
20	22.084360	"	"	22.967734	"	附則2項		28.709668	"	附則2項		30.786538	"	附則2項							
21	23.963880	"	"	24.922435	"	"		30.664369	"	"		32.399166	"	"							
22	25.843400	"	"	26.877136	"	"		32.619070	"	"		34.011794	"	"							
23	27.722920	"	"	28.831837	"	"		34.573770	"	"		35.624422	"	"							
24	29.602440	"	"	30.786538	"	"		36.528471	"	"		37.237050	"	"							
25	31.481960	"	"	32.741238	"	"						38.849678	"	"	38.849678	26条1項				附則2項	
26	32.985576	"	"	34.304999	"	"						40.608909	"	"	40.608909	"	"				
27	34.489192	"	"	35.868760	"	"						42.368140	"	"	42.368140	"	"				
28	35.992808	"	"	37.432520	"	"						44.127371	"	"	44.127371	"	"				
29	37.496424	"	"	38.996281	"	"						45.886601	"	"	45.886601	"	"				
30	39.000040	"	"	40.560042	"	"						47.645832	"	"	47.645832	"	"				
31	40.127752	"	"	41.732862	"	"						49.405063	"	"	49.405063	"	"				
32	41.255464	"	"	42.905683	"	"						51.164293	"	"	51.164293	"	"				
33	42.383176	"	"	44.078503	"	"						52.923524	"	"	52.923524	"	"				
34	43.510888	"	"	45.251324	"	"						54.682755	"	"	54.682755	"	"				
35	44.638600	"	"	46.424144	"	"						55.708973	"	"	55.708973	"	"				
36	45.766312	"	"	46.424144	"	附則2項 附則3項						55.708973	"	附則2項 附則4項	55.708973	"	附則2項 附則4項				
37	46.894024	"	"	46.894024	"	"						55.708973	"	"	55.708973	"	"				
38	48.021736	"	"	48.021736	"	"						55.708973	"	"	55.708973	"	"				
39	49.149448	"	"	49.149448	"	"						55.708973	"	"	55.708973	"	"				
40	50.277160	"	"	50.277160	"	"						55.708973	"	"	55.708973	"	"				
41	51.404872	"	"	51.404872	"	"						55.708973	"	"	55.708973	"	"				
42	52.532584	"	"	52.532584	"	"						55.708973	"	"	55.708973	"	"				
43	53.660296	"	"	53.660296	"	"						55.708973	"	"	55.708973	"	"				
44	54.788008	"	"	54.788008	"	"						55.708973	"	"	55.708973	"	"				
45	55.708973	26条1項	附則2項 附則5項	55.708973	26条1項	附則2項 附則5項						55.708973	"	"	55.708973	"	"				

上記の他、全ての給付率に附則第6項又は附則第7項が適用されている。

退職手当給付率一覧表

(令和10年4月1日～)

勤続年	第24条						第25条			第26条					
	自己の都合による退職等 第25条、第26条に該当しない場合						15年以上25年未満勤続後の 定年退職等			整理退職等					
	自己の都合		傷病・業務外		死亡・業務外 (15年未満)		定年 (15年以上25年未満)	勸奨 (15年以上25年未満)	死亡・業務外 (15年以上25年未満)	整理	傷病・業務上	死亡・業務上	定年 (25年以上)	勸奨 (25年以上)	死亡・業務外 (25年以上)
				(6ヶ月以上1年未満)					(1年未満)						
				0.924700	22条4項 24条1項				2.496690	22条4項 26条1項	26条2項				
1	0.554820	24条1項	24条2項	0.924700	24条1項				3.328920	26条1項	〃				
2	1.109640	〃	〃	1.849400	〃				4.161150	〃	〃				
3	1.664460	〃	〃	2.774100	〃				4.993380	〃	〃				
4	2.219280	〃	〃	3.698800	〃				5.548200	〃	〃				
5	2.774100	〃	〃	4.623500	〃				6.935250	〃	〃				
6	3.328920	〃	〃	5.548200	〃				8.322300	〃	〃				
7	3.883740	〃	〃	6.472900	〃				9.709350	〃	〃				
8	4.438560	〃	〃	7.397600	〃				11.096400	〃	〃				
9	4.993380	〃	〃	8.322300	〃				12.483450	〃	〃				
10	5.548200	〃	〃	9.247000	〃				13.870500	〃	〃				
11	6.103020	〃	〃	10.166170	〃				15.259650	〃	〃				
12	6.657840	〃	〃	11.113340	〃				16.652710	〃	〃				
13	7.212660	〃	〃	12.040510	〃				18.047580	〃	〃				
14	7.767480	〃	〃	13.040580	〃				19.497350	〃	〃				
15	8.322300	〃	〃	14.113350	〃		17.916063	25条	21.499275	〃	〃				
16	8.877120	〃	〃	15.23370	〃		19.765463	〃	23.025030	〃	〃				
17	9.431940	〃	〃	16.391890	〃		21.614863	〃	24.550785	〃	〃				
18	10.000000	〃	〃	17.59110	〃		23.464263	〃	26.076540	〃	〃				
19	10.572220	〃	〃	18.91410	〃		25.313663	〃	27.602295	〃	〃				
20	11.148880	〃	〃	20.29090	〃	附則2項	28.249585	〃	30.293172	〃	附則2項				
21	11.729990	〃	〃	21.71961	〃	〃	30.172961	〃	31.879957	〃	〃				
22	12.316650	〃	〃	23.19842	〃	〃	32.096337	〃	33.466742	〃	〃				
23	12.908860	〃	〃	24.73796	〃	〃	34.019713	〃	35.053528	〃	〃				
24	13.506610	〃	〃	26.33917	〃	〃	35.943089	〃	36.640313	〃	〃				
25	14.110000	〃	〃	28.00458	〃	〃			38.227098	〃	〃	38.227098	26条1項	附則2項	
26	14.719110	〃	〃	29.73029	〃	〃			39.958136	〃	〃	39.958136	〃	〃	
27	15.333820	〃	〃	31.51090	〃	〃			41.689175	〃	〃	41.689175	〃	〃	
28	15.954130	〃	〃	33.34051	〃	〃			43.420213	〃	〃	43.420213	〃	〃	
29	16.580040	〃	〃	35.22352	〃	〃			45.151252	〃	〃	45.151252	〃	〃	
30	17.211550	〃	〃	37.16353	〃	〃			46.882290	〃	〃	46.882290	〃	〃	
31	17.848660	〃	〃	39.16354	〃	〃			48.613328	〃	〃	48.613328	〃	〃	
32	18.491370	〃	〃	41.22705	〃	〃			50.344367	〃	〃	50.344367	〃	〃	
33	19.139680	〃	〃	43.35956	〃	〃			52.075405	〃	〃	52.075405	〃	〃	
34	19.793590	〃	〃	45.55657	〃	〃			53.806444	〃	〃	53.806444	〃	〃	
35	20.453100	〃	〃	47.81358	〃	〃			54.816216	〃	〃	54.816216	〃	〃	
36	21.114210	〃	〃	49.13359	〃	附則2項 附則3項			54.816216	〃	附則2項 附則4項	54.816216	〃	附則2項 附則4項	
37	21.780820	〃	〃	50.51360	〃	〃			54.816216	〃	〃	54.816216	〃	〃	
38	22.452930	〃	〃	51.94961	〃	〃			54.816216	〃	〃	54.816216	〃	〃	
39	23.130540	〃	〃	53.43662	〃	〃			54.816216	〃	〃	54.816216	〃	〃	
40	23.813650	〃	〃	54.96963	〃	〃			54.816216	〃	〃	54.816216	〃	〃	
41	24.502260	〃	〃	56.55364	〃	〃			54.816216	〃	〃	54.816216	〃	〃	
42	25.196370	〃	〃	58.19365	〃	〃			54.816216	〃	〃	54.816216	〃	〃	
43	25.895980	〃	〃	59.89366	〃	〃			54.816216	〃	〃	54.816216	〃	〃	
44	26.600090	〃	〃	61.65867	〃	〃			54.816216	〃	〃	54.816216	〃	〃	
45	27.318700	26条1項	附則2項 附則5項	54.816216	26条1項	附則2項 附則5項			54.816216	〃	〃	54.816216	〃	〃	

上記の他、全ての給付率に附則第6項又は附則第7項が適用されている。

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程施行細則

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程施行細則

この細則は、長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程（以下「基金規程」という。）の第39条及び長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金における定年延長に伴う加入職員の基準給、掛金及び給付等に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき、同規程及び取扱要領の施行に関し必要な事項を定める。

この細則における用語の意義は、別段の定めのない限り、基金規程及び取扱要領に定めるところによる。

（退職手当積立契約申込み）

- 第1条 基金規程第7条に規定する退職手当積立契約を締結しようとする団体は、「退職手当積立契約申込書」（様式第1号）に「新規加入団体の加入職員通知書」（様式第3号）及び預金口座振替依頼書を添えて、長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に提出しなければならない。
- 2 県社協は、前項の申込みにより加入を認めたときは、遅滞なく「退職手当積立契約書」（様式第2号）を申込みした当該団体に送付しなければならない。

（退職手当積立契約の解除）

- 第2条 加入団体は、基金規程第8条第1項第4号に掲げる事由により退職手当積立契約の解除を申出の場合は、「退職手当積立契約解除申出書」（様式第4号）及び「契約解除理由書」（様式第4号添付）に当該加入団体に属する加入職員の同意を証する「同意書」（様式第5号）を添付して県社協に提出しなければならない。
- 2 県社協は、前項の申出を承認した場合並びに基金規程第8条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる事由により退職手当積立契約を解除する場合は、「退職手当積立契約解除決定通知書」（様式第6号）により当該加入団体に通知しなければならない。

（新規加入・加入期間の中断又は復帰・氏名変更・退職・定年延長の届出）

- 第3条 加入団体は、加入職員が次の各号に該当するときは、当該月の5日までに「加入者変更通知書」（様式第7号）を県社協に提出しなければならない。
- (1) 新たに加入職員になったとき。
 - (2) 加入職員が休職又は復職に伴い、加入期間を中断又は復帰したとき。
 - (3) 加入職員が氏名を変更したとき。
 - (4) 加入職員が退職又は死亡により退職したとき。
 - (5) 加入職員が取扱要領に規定する定年延長となり、制度退会方式により本制度を退会したとき。この場合、当該職員に適用される以下の規程等の写しを添付すること。
 - (ア) 定年延長について定めている就業規則
 - (イ) 制度退会方式を選択していることが明記されている退職手当規程等
 - (6) 加入職員が取扱要領に規定する定年延長となり、ピーク時特例方式により加入を継続するとき。この場合、当該職員に適用される以下の規程等の写しを添付すること。
 - (ア) 定年延長について定めている就業規則

(イ) 定年延長に伴う給与額の減が明記されている給与規程

(ウ) ピーク時特例方式を選択していることが明記されている退職手当規程等

(加入職員の団体間転籍の届出)

第4条 加入団体間において、加入職員が転籍し継続しようとする場合は、転籍団体間の同意を得て「加入職員の団体間転籍届」(様式第12号)を県社協に提出しなければならない。

(基準給変更の届出)

第5条 加入団体は、基金規程第11条第1項に定める加入職員の基準給を変更したときは、当該月の5日までに「加入者変更通知書」(様式第7号)を県社協に提出しなければならない。

2 加入団体は、人事院勧告に伴う給与改定で遡及を行ったときは、「人事院勧告に伴う給与改定の基準給報告書」(様式第10号)を県社協に提出しなければならない。

(新規加入・基準給変更・退職の確認通知)

第6条 県社協は、施行細則第3条、第4条及び第5条の各届出を受理し、その確認をしたときは、当該月の15日までに「掛金等計算書」(様式第14号)により当該加入団体に通知するものとする。

(加入団体の名称等変更)

第7条 加入団体は、その名称等に変更があったときは、5日以内に「加入団体の名称等変更届」(様式第13号)を県社協に提出しなければならない。

(加入職員の記録管理)

第8条 加入団体は、加入職員台帳を備え、氏名、加入職員番号、性別、生年月日、加入・退職の年月日及びその他給付金の計算の基礎となる基準給等を別に記録しなければならない。

(給付金交付の請求)

第9条 加入団体は、基金規程第17条に掲げる給付金について、基金規程第18条又は取扱要領6の規定により交付を受けようとするときは、「給付請求書」(様式第8号)により給付金交付の請求をしなければならない。

(給付金交付の決定)

第10条 県社協は、前条の請求があったときは、遅滞なく「給付請求書」(様式第8号)を審査し、加入団体に給付金の交付をするものとする。

2 県社協は、加入団体が基金規程第8条第1項第3号及び第4号の規定により退職手当積立契約を解除したときは、同規程第17条第2号に掲げる解約返還金の給付に係る決定通知書により加入団体に通知しなければならない。

(受領方法)

第11条 県社協が加入団体に給付金を交付するときは、加入団体が指定する金融機関に払込むものとする。

(給付金交付の差止め)

第12条 県社協は、加入団体が正当な事由なくして、この細則に規定する届出をしないときは、届出のあるまでの間、その給付金の交付を一時差止めることができる。

(退職手当金)

第13条 加入団体は、退職した加入職員に基金規程第24条、第25条及び第26条に規定する退職手当金、又は取扱要領に規定する給付金の支給をしようとするときは、「給付請求書」（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付し、県社協に提出しなければならない。

- (1) 加入職員の退職又は制度退会に関する事項が確認できる「退職・制度退会証明書」（様式第9号）
- (2) 加入職員が自己都合退職したときは退職願の写し
- (3) 加入職員が業務外の傷病により退職したときは、医師の診断書。ただし、基金規程第26条の業務上の傷病又は死亡による退職に該当する者については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の認定通知書の写し。また、同規程同条第2項に該当する者については、加入団体の扶養手当支給証明書
- (4) 加入職員が、基金規程第25条又は第26条に定める定年若しくは退職勧奨を受けて退職したときは、同規程第32条に基づき加入団体が定年について定めている規則の写し又は退職勧奨について定めている規則及び退職勧奨を行った事実の写し
- (5) 加入職員が、基金規程第26条に定める整理退職となったときは、加入団体が整理退職について定めている規則の写し及び整理退職を行った事実の写し。また、同規程同条第2項に該当する者については、加入団体の扶養手当支給証明書
- (6) 加入職員が懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けて退職したときは、加入団体が懲戒免職について定めている規則の写し及び懲戒免職を行った事実の写し
- (7) (2)から(6)以外の事由で退職したときは、該当加入職員が退職した経緯を記した書類及び退職に関する規程

2 加入団体が、すでに退職又は制度退会した者の加入中の勤続期間を、人事院勧告に伴う給与改定の遡及対象とした場合で、退職手当金の追加給付金の交付を受けようとするときは、「給与改定に伴う差額の給付請求書」（様式第11号）を県社協に提出しなければならない。

（遺族に対する退職手当金）

第14条 死亡により退職した加入職員の遺族に対し、退職手当金又は給付金の支給をしようとするときは、「給付請求書」（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付して県社協に提出しなければならない。

- (1) 加入職員の死亡を証する戸籍謄本若しくは除籍謄本又は死亡診断書
- (2) 基金規程第27条に該当する順位の遺族であることを証する戸籍謄本又は除籍謄本
- (3) 遺族が基金規程第27条第2項第2号又は同規程同条同項第3号に該当する者であるときは、加入職員の死亡当時、主として生計を維持していたことを証する書類の写し
- (4) 基金規程第26条第2項に該当する者については、加入団体の扶養手当支給証明書（掛金等の計算）

第15条 県社協は、加入団体の当該月における加入職員の変更に基づき、「掛金等計算書」（様式第14号）を作成し、当該月の15日までに加入団体へ通知しなければならない。

2 加入団体は、前項の「掛金等計算書」を受領したときは、速やかに確認を行い、加入団体での計算と相違があるときは、遅滞なく県社協に連絡しなければならない。

(掛金等の納付及び領収)

第16条 加入団体は、基金規程第14条により掛金等の納付をするときは、当該掛金等を一括し、県社協が指定する金融機関に納付しなければならない。

2 県社協は、前項による掛金等の納付を受けたときは当該月の翌月に「領収書」(様式第15号)を作成し、当該掛金等を納付した加入団体に送付しなければならない。

(加入団体の合併)

第17条 2以上の加入団体が基金規程第37条第1項に該当する合併を行う場合において、同規程同条第2項により存続の加入団体は、「消滅した加入団体の権利・義務の承継について」(様式第16号)により県社協に通知しなければならない。

2 2以上の加入団体が基金規程第37条第4項に該当する合併を行う場合において、新設の団体は、「消滅した加入団体の権利・義務の承継について」(様式第17号)により県社協に通知し、併せて「退職手当積立契約申込書」(様式第1号)を提出し、新たに退職手当積立基金契約を締結しなければならない。

(実施細目)

第18条 基金規程、取扱要領及びこの細則の施行について、必要な事項で基金規程、取扱要領及びこの細則に定めのないものは、別に定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和6年6月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金事務の手引き

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金事務の手引き

1 届出に共通する事項

- (1) 「団体番号」とある欄には、契約時に県社協から指定された加入団体の番号を必ず記入してください。
- (2) 加入団体の名称及び公印は、契約時と同じものを使用してください。

2 各届出書の提出

- (1) 加入団体は、加入職員の変更事項等が発生した場合、届出書は遅滞なく速やかに提出してください。
- (2) 県社協は、この届出書に基づき電算処理をし、「掛金等計算書」と「加入者変更通知書」を同封して毎月 15 日までに通知します。
- (3) 加入団体は、「掛金等計算書」に間違いがないか確認してください。もし間違いがあった場合は、県社協に至急ご連絡ください

3 「加入者変更通知書（様式第 7 号）」「人事院勧告に伴う給与改定の基準給報告書（様式第 10 号）」の提出について（下表の※注 1）

これらは所定の様式に基づき本会から各加入団体へ送付した書類に、適宜朱字修正をして本会宛返送することとなります。

【諸届一覧】

届出が必要な場合	施行細則	提出書類
退職手当積立契約をするとき	1 条 1 項	退職手当積立契約申込書(様式第 1 号)
		新規加入団体の加入職員通知書(様式第 3 号)
		預金口座振替依頼書(八十二銀行又は J A)
退職手当積立契約を解除するとき	2 条 1 項 9 条	退職手当積立契約解除申出書(様式第 4 号)
		契約解除理由書(様式第 4 号添付)
		同意書(様式第 5 号)
		給付請求書(様式第 8 号)
		退職手当積立契約書
加入団体の名称等が変わったとき	7 条	加入団体の名称等変更届(様式第 13 号)
合併に伴い 1 団体が存続したとき	17 条 1 項	消滅した加入団体の権利・義務の承継について(通知) (様式第 16 号)
		加入職員の団体間転籍届(様式第 12 号)
合併に伴い団体を新設したとき	17 条 2 項	消滅した加入団体の権利・義務の承継について(通知) (様式第 17 号)
		退職手当積立契約申込書(様式第 1 号)
		加入職員の団体間転籍届(様式第 12 号)

届出が必要な場合	施行細則	提出書類
新たに加入職員になったとき	3 条	加入者変更通知書(様式第 7 号) ※本冊子 34 頁様式を複写、又は長野県社協公式サイトから様式をダウンロードし、朱字記入して提出する。
加入職員が休職又は復職に伴い、加入期間を中断又は復帰したとき		加入者変更通知書(様式第 7 号) ※注 1
加入職員が氏名を変更したとき		
加入職員の基準給を変更したとき	5 条	
加入職員が加入団体間で転籍し継続しようとするとき	4 条	加入職員の団体間転籍届(様式第 12 号)
人事院勧告に伴う給与改定(遡及)を実施したとき	5 条 2 項	人事院勧告に伴う給与改定の基準給報告書(様式第 10 号) ※注 1
退職者又は制度退会者に、人事院勧告に伴う給与改定(遡及)を適用したとき	13 条 2 項	給与改定に伴う差額の給付請求書(様式第 11 号)
加入職員がピーク時特例方式により継続加入するとき	3 条 5 条	加入者変更通知書(様式第 7 号) ※注 1 定年延長について定めている就業規則の写し 定年延長に伴う給与額の減が明記されている給与規程の写し ピーク時特例方式を選択していることが明記されている退職手当規程等の写し
加入職員が制度退会方式により退会したとき ※加入 15 年未満の場合は自己都合退職扱い ※加入 15 年以上の場合は定年退職扱い	3 条 5 条 9 条 13 条 1 項	加入者変更通知書(様式第 7 号) ※注 1 給付請求書(様式第 8 号) ※ 退職・制度退会証明書(様式第 9 号) 定年延長について定めている就業規則の写し 制度退会方式を選択していることが明記されている退職手当規程等の写し
加入職員が自己都合退職したとき (加入 1 年未満の場合も提出が必要)	3 条 9 条 13 条 1 項	加入者変更通知書(様式第 7 号) ※注 1 給付請求書(様式第 8 号) ※注 2 退職・制度退会証明書(様式第 9 号) 退職願の写し
加入職員が定年退職したとき (加入 15 年未満の場合も提出が必要)	3 条 9 条 13 条 1 項	加入者変更通知書(様式第 7 号) ※注 1 給付請求書(様式第 8 号) ※注 3 退職・制度退会証明書(様式第 9 号) 定年退職について定めている規則の写し

届出が必要な場合	施行細則	提出書類
加入職員が退職勧奨を受けて退職したとき (加入15年未満の場合も提出が必要)	3条 9条 13条1項	加入者変更通知書(様式第7号) ※注1 給付請求書(様式第8号) ※注3 退職・制度退会証明書(様式第9号) 退職勧奨について定めている規則の写し 退職勧奨を行った事実の写し
加入職員が業務外の傷病により退職したとき (加入6ヶ月未満の場合も提出が必要)	3条 9条 13条1項	加入者変更通知書(様式第7号) ※注1 給付請求書(様式第8号) ※注2 退職・制度退会証明書(様式第9号) 医師の診断書
加入職員が業務外の死亡による退職のとき (加入6ヶ月未満の場合も提出が必要)	3条 9条 13条1項 14条	加入者変更通知書(様式第7号) ※注1 給付請求書(様式第8号) ※注2 退職・制度退会証明書(様式第9号) 加入職員の死亡を証する戸籍謄本若しくは除籍謄本又は死亡診断書 遺族が基金規程第27条に該当する順位の遺族であることを証する戸籍謄本又は除籍謄本 主として生計を維持していたことを証する書類の写し ※遺族が規程第27条第2項第2号又は第3号に該当するとき
加入職員が業務上の傷病により退職したとき	3条 9条 13条1項	加入者変更通知書(様式第7号) ※注1 給付請求書(様式第8号) 退職・制度退会証明書(様式第9号) 労働者災害補償保険法の認定通知書の写し 加入団体の扶養手当支給証明書
加入職員が業務上の死亡による退職のとき	3条 9条 13条1項 14条	加入者変更通知書(様式第7号) ※注1 給付請求書(様式第8号) 退職・制度退会証明書(様式第9号) 労働者災害補償保険法の認定通知書の写し 加入団体の扶養手当支給証明書 加入職員の死亡を証する戸籍謄本若しくは除籍謄本又は死亡診断書 遺族が基金規程第27条に該当する順位の遺族であることを証する戸籍謄本又は除籍謄本 主として生計を維持していたことを証する書類の写し ※遺族が規程第27条第2項第2号又は第3号に該当するとき

届出が必要な場合	施行細則	提出書類
加入職員が整理退職となったとき	3条 9条 13条1項	加入者変更通知書(様式第7号) ※注1
		給付請求書(様式第8号)
		退職・制度退会証明書(様式第9号)
		整理退職について定めている規則の写し
		整理退職を行った事実の写し
加入職員が懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受け退職したとき	3条 9条 13条	加入者変更通知書(様式第7号) ※注1
		給付請求書(様式第8号) ※注2
		退職・制度退会証明書(様式第9号)
		加入団体が懲戒免職又はこれに準ずる処分について定めている規則の写し
		懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を行った事実の写し
上記以外の事由により退職したとき	3条 9条 13条1項	加入者変更通知書(様式第7号) ※注1
		給付請求書(様式第8号)
		退職・制度退会証明書(様式第9号)
		退職した経緯を記した書類
		退職に関する規程

○各種届出書を提出する際は、添付書類を確認してください。

○ ※注1

加入者変更通知書(様式第7号)、人事院勧告に伴う給与改定の基準給報告書(様式第10号)は、この様式に基づき加入職員名等が印字された書類を本会から送付しますので、記載内容に変更がある場合、適宜朱字修正し返送してください。

○ ※注2

以下の場合は無給付となりますが、給付請求書(様式第8号)の提出は必要です。給付総額欄に0円と記入し、提出してください。

- ① 勤続期間1年未満で自己都合退職したとき
- ② 勤続期間6ヶ月未満で業務外傷病により退職したとき
- ③ 勤続期間6か月未満で業務外死亡により退職したとき
- ④ 懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受け退職したとき

○ ※注3

以下の場合、規程第24条第2項に基づく給付率が適用となり、自己都合退職と同様の取り扱いとなります。ただし給付請求書(様式第8号)の退職事由欄には実際の退職事由を記入し、提出してください。

- ① 勤続期間15年未満で定年退職したとき
- ② 勤続期間15年未満で退職勧奨を受けて退職したとき

様式 (様式第 1 号～様式第 17 号)

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金

退職手当積立契約申込書

本会は、貴会で実施している長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に、
年 月 日をもって加入したいので、申し込みいたします。

年 月 日

所在地

団体名

代表者名

電話番号 () ー

印

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

会長 様

※ 添付書類

- ・「新規加入職員通知書」(様式第 3 号)
- ・「預金口座振替依頼書」(八十二銀行又は J A)

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金

退職手当積立契約書

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、乙が別記長野県
社会福祉団体職員退職手当積立基金規程（以下「規程」という。）の定めるところに従い、
この基金に加入することを約して、 年 月 日下記の事項のとおり、本契約
を締結しました。

記

- 第1条 甲は、規程の定めるところに従い、誠実に甲に係る権利および義務を遂行する。
第2条 乙は、規程の定めるところに従い、誠実に乙に係る権利および義務を遂行する。
第3条 本契約の変更については、甲および乙の協議によるものとする。
第4条 本契約書は2通作成し、甲および乙が各1通を保有する。

年 月 日

甲 長野市大字中御所字岡田 98 番 1
社会福祉法人 長野県社会福祉協議会
会長



乙



(様式第 3 号)

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金

新規加入団体の加入職員通知書

提出日 年 月 日

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会 会長 様

団体名

代表者



番号	加入職員氏名	職種	性別	生年月日	加入年月日	給料月額
			男・女	円
			男・女	円
			男・女	円
			男・女	円
			男・女	円
			男・女	円
			男・女	円
			男・女	円
			男・女	円
			男・女	円
			男・女	円

- ※ 1. 「退職手当積立契約申込書」(様式第 1 号)に添付する。
2. 番号は記入しない。
3. 既加入団体が新たに職員を加入させるときは、様式第 7 号に必要事項を記入し提出する。
(本様式は使用しない。)

(様式第4号)

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金

退職手当積立契約解除申出書

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

会長

様

当団体は、当団体に所属する積立基金加入職員の同意を得て、
付をもって退職手当積立契約を解除したいので申し出ます。

年 月 日

年 月 日

団体番号

所在地

団体名

代表者名

印

※ 加入職員全員から同意書の認印を徴した「同意書」(様式第5号)を添付すること。

(様式第4号添付)

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金

契 約 解 除 理 由 書

《解除理由》

年 月 日

団体番号

団体名

代表者名

印

(様式第6号)

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金
退職手当積立契約解除決定通知書

団体名
代表者 様

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程第8条第1項の定めるところにより、退職手当積立基金契約の解除を決定したので通知します。

退職手当積立契約 解除日 年 月 日

年 月 日

長野市大字中御所字岡田 98 番 1
社会福祉法人 長野県社会福祉協議会
会長



日 付
 団体番号
 団体名
 代表者名

印

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金
給付請求書

1 受給者の状況及び給付金算定の基礎

①加入職員番号		④加入日	年 月 日
②加入職員氏名		⑤旧定年日	年 月 日
給付額計算方式 退職事由	従前方式・制度退会方式・ピーク時特例方式	⑥退職日	年 月 日
	自己都合/業務外傷病・死亡/定年/勸奨 業務上傷病・死亡/整理/勸奨/懲戒免職	⑦加入期間	通算 年 ヶ月 うち旧定年日迄は ヶ月
③受給者	本人・その他	⑧加入中断期間 (無給休業・休職)	期間 ① 年 月 日から 年 月 日まで
⑩旧定年日の属する月の1年前の給料月額			期間 ② 年 月 日から 年 月 日まで
⑪旧定年日の給料月額 (昇給率4%以内)			期間 ③ 年 月 日から 年 月 日まで
⑫退職又は死亡した日の属する月の1年前の給料月額 (ピーク時特例方式適用の場合のみ入力)			通算 年 ヶ月 うち旧定年日前は ヶ月
⑬退職又は死亡した日の給料月額 (昇給率4%以内) (ピーク時特例方式適用の場合のみ入力)			通算 年 ヶ月 うち旧定年日迄は ヶ月
⑭旧定年日の属する月に受けた扶養手当額(整理退職、業務上傷病・死亡退職時に入力)			
⑮退職日の属する月に受けた扶養手当額(整理退職、業務上傷病・死亡退職時に入力)		⑨実加入期間 (⑦-⑧)	通算 年 ヶ月 うち旧定年日迄は ヶ月
備考			

2 給付請求額 (通常給付金)

(1) 加入～旧定年日まで

割合	退職日の基準給…⑪	加入期間 (規程適用後)	給付率	給付額 (⑪×給付率)
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
小 計…⑭				
附則適用	附則2項…⑮			
	附則6又は7項…⑯			
給付率・給付額合計 (⑭×⑮×⑯)…⑰				

規程等の適用

規程	附則
22条4項	2項
24条1項	3項
24条2項	4項
25条	5項
26条1項	6又は7項
26条2項	
30条	

(2) 加入～退職日まで (ピーク時特例方式を選択した場合のみ記入)

割合	退職日の基準給…⑬	加入期間 (規程適用後)	給付率
(1)			
(2)			
(3)			
(4)			
(5)			
(6)			
小 計…⑱			
附則適用	附則2項…⑲		
	附則6又は7項…⑳		
給付率合計 (⑱×⑲×⑳)…㉑			
旧定年日～退職又は死亡時迄の給付率 (㉑-⑰)			

規程等の適用

規程	附則
22条4項	2項
24条1項	3項
24条2項	4項
25条	5項
26条1項	6又は7項
26条2項	
30条	

加入～旧定年までの給付率×旧定年日の基準給 (⑰×⑪) × = ㉒

旧定年日～退職又は死亡時迄の給付率
 ×退職又は死亡日の基準給 ((⑳-⑰)×⑬) × = ㉓

※㉑-⑰が0未満の場合は0とします

給付総額 (㉒+㉓)

3 振込先

口座種別 _____ 口座番号 _____

フリガナ _____
 名義 _____

※振込先は加入団体となります。

(様式第9号)

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金

退職・制度退会証明書

番号	氏名	退職又は 制度退会 (いずれかに○)	退職・制度退会時 給料月額(円)	退職又は制度退会の種類 (退職・制度退会事由)	給料表の 適用有無	給料表の 種類
		退職・制度退会			有・無	
		退職・制度退会			有・無	
		退職・制度退会			有・無	
		退職・制度退会			有・無	
		退職・制度退会			有・無	

退職・制度退会年月日 年 月 日

本会職員の退職・制度退会について、上記のとおり証明する。

年 月 日

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会会長 様

団体番号

団体名

代表者名



※ 退職の場合：退職願の写し又は退職の事実を証明する書類の写し等を添付すること。

(P24～26を参照)

給与改定に伴う差額の給付請求書

本会は、職員の給与改定を実施し、 年 月に遡及して適用したので、下記の退職者・制度退会者を含めました。ついては、その者の新基準給により再計算して得た退職手当金の差額を追加給付してください。

番号		氏名		退職・制度退会年月日	
				年 月 日	
区分		基金規程第 2 1 条の基準給		差 額	備 考
		新給料月額	旧給料月額		
退職又は制度退会した日の属する月の一年前(年月日)の給料月額	給料表の種類 等級 金額	級 号 棒 円	 円		
退職日又は制度退会日の給料月額	給料表の種類 等級 金額	級 号 棒 円	 円		
退職手当金の額		(A) 円	(B) 円	(A)-(B) 円	

年 月 日

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会会長 様

団体番号

団体名

代表者名

印

【振込先】

..... 銀行・農協 支店・支所
フリガナ

(普通・当座) 口座番号..... 名義

- ※ 1 (B) 欄は、県社協からすでに交付された給付金の額を記入する。
- 2 退職日の給料月額は、退職、死亡又は制度退会した日の属する月の1年前の給料月額4%を限度とする昇給率のものとする。

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金

加入職員の団体間転籍届

番 号		生年月日	年 月 日
氏 名		転籍年月日	年 月 日
転籍前の団体	団体番号		
	所在地	〒	
	団体名		
	代表者名	印	
	給料月額	円	
転籍後の団体	団体番号		
	所在地	〒	
	団体名		
	代表者名	印	
	給料月額	円	

上記のとおり連名で届け出ます。

年 月 日

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会会長 様

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金

加入団体の名称等変更届

変更事項 (変更事項のみ記入)	名称	
	所在地	〒
	電話番号	
	FAX 番号	
変更日	年 月 日	
備考		

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

団体番号

団体名

代表者名

印

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会会長 様

- ※ 加入団体の名称等に変更があったときは、5日以内にこの届を提出すること。
- ※ 加入団体の代表者の交代については、届出の必要はありません。
- ※ 預金口座の変更を伴う場合は「預金口座振替依頼書」も添付すること。

長野県社会福祉団体職員退職手当積立金

領 収 書

団体番号 _____ 年 月 日
所在地 _____
団体名 _____ 様 金 _____ 円

但 長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金掛金等
として、上記の金額を領収しました。

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会会長 印

領 収 内 訳

項 目	掛 金	事務費負担金
① 当月分		
② 調整分		
③ 前月未納分		
④ 人勸差額分		
合 計 ①+②+③+④		

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会会長 様

団体番号

団体名

代表者名

印

消滅した加入団体の権利・義務の承継について（通知）

（存続の団体名） は、 年 月 日をもって

下記の（消滅の加入団体名） を吸収合併しました。

ついては、（消滅の加入団体名） が積立契約し、加入してきた「長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金」の退職手当金積立契約第 2 条に規定する権利及び義務は、存続団体である本会が承継したもので、同基金規程第 37 条に基づいて通知します。

記

消滅の加入団体		左記団体の権利及び義務を承継した日
団体番号	団体名	
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会会長 様

(権利・義務を承継した新設の団体名)

団体名

代表者名

印

消滅した加入団体の権利・義務の承継について (通知)

(新設の団体名) は、 年 月 日をもって
下記の(消滅の加入団体名) が合併したことに伴い、
同日から発足しました。

については、(消滅の加入団体) がそれぞれに積立契約し、
加入してきた「長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金」の退職手当金積立契約第 2 条
に規定する権利及び義務は、本団体が承継したので、同基金規程第 37 条に基づいて通知し
ます。

記

消滅の加入団体		左記団体の権利及び義務を承継した日
団体番号	団体名	
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

記載例及び留意点

給付請求書（様式第8号）記載例は「ふれあいネット信州」に掲載しています。

<https://www.nsyakyo.or.jp/fukushi/fund/>



記載例①

(様式第7号)
社会福祉法人 長野

ピーク時特例方式を選択するとき、他

令和7年 4月 2日

すべて朱字で記入

団体番号

8787

団体名

草花村社会福祉協議会



長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金

加入者変更通知書

年 月分の変更は以下のようになりますので通知いたします。

番号	氏名	職種	変更年月日	現基準給	新基準給	備考
5963	長野太郎	02:事務職	R7・3・31	320,000		退職
8739	花咲美恵子	01:施設長	R7・4・1	330,000	231,000	ピーク時特例方式を選択
11235	阿仁三太郎	02:事務職	・	225,000		休職は、月の初日が異動日の場合に限り (この場合は4月分から)掛金は発生しない。
25253	山野次子	07:看護師	R7・4・1	225,000		休職
36103	川野三郎	04:介護職員	R7・4・8	248,000	250,000	復職
42534	町野よつ子	09:社会福祉	R7・4・1	200,000		氏名変更 町野⇒空野
49810	林 進次郎	04:介護職員	R7・4・1	300,000	210,000	ピーク時特例方式を選択
56238	森野五郎	06:指導員	R7・4・1	200,000	205,000	職種変更 06⇒09

令和6年5月分から
掛金が復活する。

基準給の変更がある場合に記入する。
(変更ないときは空白)

定年延長に伴いピーク時特例方式を選択
するときに記入する。
変更年月日は、旧定年日の翌日とする。

※1 この通知書は、加入職員の翌月分の基準給変更・退職・休職・復職・氏名変更・職種変更・制度退会方式又はピーク時特例方式選択及び新規加入等の異動状況を朱字で記入のうえ来月5日までに提出してください。

異動のない月は、提出不要です。

- 2 変更年月日欄には異動日を、備考欄には退職・休職・復職、変更後の職種・氏名を、それぞれ朱字で記入する。
- 3 新規加入職員は、長野県社会福祉協議会公式サイトから本様式をダウンロードし、氏名・職種・加入日・基準給を各該当欄に、生年月日・性別を備考欄に、それぞれ朱字で記入する。(https://www.nsyakyo.or.jp/fukushi/fund/)
- 4 休職は、月の初日が異動日の場合に限り、当該月から掛金は発生しない。
- 5 職種は以下の選択肢の中から1つ選び、番号を朱字で記入する。
 - 01. 施設長 02. 事務職 03. 介護支援専門員 04. 介護職員 05. ホームヘルパー 06. 指導員 07. 看護師
 - 08. 保育士 09. 社会福祉士 10. 訓練指導員 99. その他
- 6 定年延長に伴う「制度退会方式」又は「ピーク時特例方式」を選択する場合の記入方法は以下のとおり

(1) 制度退会方式を選択するとき

- (ア) 変更年月欄には旧定年日を記入する。
- (イ) 備考欄には、「制度退会方式を選択」と記入する。
- (ウ) 当該職員に適用される以下の規程等を添付する。
 - ・ 定年延長に関して定めている就業規則の写し
 - ・ 制度退会方式を選択していることを明記している退職手当規程等の写し

(2) ピーク時特例方式を選択するとき

- (ア) 変更年月欄には定年延長に伴い基準給減額となった日付を記入する。
- (イ) 備考欄には、「ピーク時特例方式を選択」と記入する。
- (ウ) 当該職員に適用される以下の規程等を添付する。
 - ・ 定年延長に関して定めている就業規則の写し
 - ・ 定年延長に伴う給与額の減が明記されている給与規程の写し
 - ・ ピーク時特例方式を選択していることが明記されている退職手当規程等の写し

すべて朱字で記入

団体番号 105

団体名 峠町社会福祉協議会 印

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金

加入者変更通知書

年 月分の変更は以下のようになりますので通知いたします。

番号	氏名	職種	変更年月日	現基準給	新基準給	備考
123456	関田一郎	02:事務職	R7-3-31	320,000		退職
234567	万座一子	01:施設長	R7-3-31	330,000		制度退会方式を選択
345678	余地二郎	02:事務職	・	220,000		
456789	麦草二子	07:看護師	・	225,000		
567890	寒原三郎	04:介護職員	・	200,000		
678901	境 三子	09:社会福祉	・	300,000		
789012	白沢四郎	04:介護職員	・	200,000		
890123	扉 四子	06:指導員	・	205,000		
901234	坂中五郎	05 ホームヘルパー	・	190,000		

定年延長に伴い制度退会方式を選択するときに記入する。
変更年月日は旧定年日とする。

※1 この通知書は、加入職員の翌月分の基準給変更・退職・休職・復職・氏名変更・職種変更・制度退会方式又はピーク時特例方式選択及び新規加入等の異動状況を朱字で記入のうえ来月5日までに提出してください。

異動のない月は、提出不要です。

- 変更年月日欄には異動日を、備考欄には退職・休職・復職、変更後の職種・氏名を、それぞれ朱字で記入する。
- 新規加入職員は、長野県社会福祉協議会公式サイトから本様式をダウンロードし、氏名・職種・加入日・基準給を各該当欄に、生年月日・性別を備考欄に、それぞれ朱字で記入する。(https://www.nsyakyo.or.jp/fukushi/fund/)
- 休職は、月の初日が異動日の場合に限り、当該月から掛金は発生しない。
- 職種は以下の選択肢の中から1つ選び、番号を朱字で記入する。
 - 施設長
 - 事務職
 - 介護支援専門員
 - 介護職員
 - ホームヘルパー
 - 指導員
 - 看護師
 - 保育士
 - 社会福祉士
 - 訓練指導員
 - その他
- 定年延長に伴う「制度退会方式」又は「ピーク時特例方式」を選択する場合の記入方法は以下のとおり

(1) 制度退会方式を選択するとき

- 変更年月欄には旧定年日を記入する。
- 備考欄には、「制度退会方式を選択」と記入する。
- 当該職員に適用される以下の規程等を添付する。
 - 定年延長に関して定めている就業規則の写し
 - 制度退会方式を選択していることを明記している退職手当規程等の写し

(2) ピーク時特例方式を選択するとき

- 変更年月欄には定年延長に伴い基準給減額となった日付を記入する。
- 備考欄には、「ピーク時特例方式を選択」と記入する。
- 当該職員に適用される以下の規程等を添付する。
 - 定年延長に関して定めている就業規則の写し
 - 定年延長に伴う給与額の減が明記されている給与規程の写し
 - ピーク時特例方式を選択していることが明記されている退職手当規程等の写し

すべて朱字で記入

団体番号

8787

団体名

草花村社会福祉協議会



長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金

加入者変更通知書

年 月分の変更は以下のようになりますので通知いたします。

番号	氏名	職種	変更年月日	現基準給	新基準給	備考
	海野むつ子	05.ホームヘルパー	R7・4・1		180,000	H7-7-15生 女性
	平 美恵子	04.介護職員	R7・4・1		180,000	H10-8-13生 女性
	山川百合雄	02.事務職	R7・4・1		180,000	H11-11-2生 男性

新規加入職員なので「番号」欄は記入しない。

加入日は、「変更年月日」欄に記入する。

様式は、この冊子 34 ページ掲載のものを複写使用
又は、長野県社協公式サイトからダウンロードし使用
既加入者分の変更通知書とは別葉で記入、返送

※1 この通知書は、加入職員の翌月分の基準給変更・退職・休職・復職・氏名変更・職種変更・制度退会方式又はピーク時特例方式選択及び新規加入等の異動状況を朱字で記入のうえ来月 5 日までに提出してください。

異動のない月は、提出不要です。

- 2 変更年月日欄には異動日を、備考欄には退職・休職・復職、変更後の職種・氏名を、それぞれ朱字で記入する。
- 3 新規加入職員は、長野県社会福祉協議会公式サイトから本様式をダウンロードし、氏名・職種・加入日・基準給を各該当欄に、生年月日・性別を備考欄に、それぞれ朱字で記入する。(https://www.nsyakyo.or.jp/fukushi/fund/)
- 4 休職は、月の初日が異動日の場合に限り、当該月から掛金は発生しない。
- 5 職種は以下の選択肢の中から 1 つ選び、番号を朱字で記入する。
 - 01. 施設長 02. 事務職 03. 介護支援専門員 04. 介護職員 05. ホームヘルパー 06. 指導員 07. 看護師
 - 08. 保育士 09. 社会福祉士 10. 訓練指導員 99. その他
- 6 定年延長に伴う「制度退会方式」又は「ピーク時特例方式」を選択する場合の記入方法は以下のとおり
 - (1) 制度退会方式を選択するとき
 - (ア) 変更年月欄には旧定年日を記入する。
 - (イ) 備考欄には、「制度退会方式を選択」と記入する。
 - (ウ) 当該職員に適用される以下の規程等を添付する。
 - ・ 定年延長に関して定めている就業規則の写し
 - ・ 制度退会方式を選択していることを明記している退職手当規程等の写し
 - (2) ピーク時特例方式を選択するとき
 - (ア) 変更年月欄には定年延長に伴い基準給減額となった日付を記入する。
 - (イ) 備考欄には、「ピーク時特例方式を選択」と記入する。
 - (ウ) 当該職員に適用される以下の規程等を添付する。
 - ・ 定年延長に関して定めている就業規則の写し
 - ・ 定年延長に伴う給与額の減が明記されている給与規程の写し
 - ・ ピーク時特例方式を選択していることが明記されている退職手当規程等の写し

「退職」又は「制度退会」
のいずれかを選択する。

長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金
退職・制度退会証明書

番号	氏名	退職又は制度退会 (いずれかを選択)	退職・制度退会時 給料月額	退職又は制度退会の種類 (退職・制度退会事由)	給料表の 適用有無	給料表の種類
111	渋 信一郎	退職	250,000円	自己都合等	有	独自
222	碓氷 路子	退職	250,000円	定年/勤奨(加入期間15 年未満)	有	独自
333	麦草 長夫	退職	300,000円	定年/勤奨 (加入期間15年以上)	有	独自
444	三才山 花江	退職	300,000円	業務外の死亡	有	独自
555	大望 春雄	制度退会	300,000円	定年/勤奨(加入期間15 年未満)	有	独自
666	鳥居 夏美	制度退会	320,000円	定年/勤奨 (加入期間15年以上)	有	独自
777	大平 秋夫	退職	320,000円	業務上の傷病・死亡/整理退職	有	独自
888	境 冬江	退職	330,000円	業務外の傷病	有	独自

退職・制度退会年月日 **令和7年3月31日**

本会職員の退職・制度退会について、上記のとおり証明する。

- ・自己都合等
- ・定年/勤奨(加入期間15年未満)
- ・定年/勤奨(加入期間15年以上)
- ・業務外の傷病
- ・業務外の死亡
- ・業務上の傷病・死亡/整理退職
- ・懲戒免職
- ・その他

令和7年4月1日

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

団体番号 **9999999**

団体名 **社会福祉法人峠町社会福祉協議会**

代表者名 **会長 信濃真太郎**

印

※ 退職の場合：退職願の写し又は退職の事実を証明する書類の写しを添付すること。

すべて朱字で記入してください。

人事院勧告に伴う給与改定の基準給報告書

記載例

令和6年12月2日

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会会長 様

団体番号

8787

団体名 草花村社会福祉協議会

代表者名 青空 晴太

印

人事院勧告に伴う改定後の基準給が適用となった日を記入する

休職期間も含め、遡及月数を記入する。

番号	氏名	基準給			対象月数	給料表の種類 級・号	備考
		異動日	改定前	改定後			
8739	花咲美恵子	令 6/4/1	320,000	340,000	8	行(ハ)特級1号	
11235	阿仁三太郎	令 6/4/1	280,000	なし			休職・復職、退職は、年月日を記入する。
25253	山野 次子	令 6/4/1	225,000	226,500	8	行(ハ)良級3号	R6.5.1より 休職中
36103	川野 三郎	令 6/4/1	250,000	270,000	8	行(ハ)上級2号	R6.9.1復職
42534	空野 よつ子	令 6/4/1	200,000	なし			改定なしの場合は、「なし」と記入する。
49810	林 進次郎	令 6/4/1	200,000	220,000	3	行(ハ)良級3号	
		令 6/7/1	210,000	230,000	5	行(ハ)良級3号	

同一加入者が給与額を変更した場合は、下段にも記入する。

※ 既退職者を含む。

※ 写しを必ず保管すること。

発 行

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

〒380-0936 長野市中御所岡田98-1 長野保健福祉事務所庁舎内

電 話 : 026-226-4126 F A X : 026-228-0130

E-Mail : fukuri@nsyakyō.or.jp